

災害時における災害情報等の放送に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）と株式会社多摩テレビ（以下「乙」という。）との間において、災害時の避難勧告、災害の状況、水・食糧等の供給状況、安否情報及びライフラインの復旧等必要な情報（以下「災害情報等」という。）の放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害が多摩市内で発生し、又は発生するおそれがある場合に、多摩市地域防災計画に基づき、市民への迅速かつ正確な情報が伝わるよう甲乙相互に協力する災害情報等の放送について、必要な事項を定めるものとする。

（災害情報等の放送）

第2条 甲は、多摩市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の放送網を利用し、乙の了解のもと災害情報等の放送の要請をするものとする。

2 甲は、乙に対し災害情報等の放送の要請をする場合は、放送要請書（第1号様式）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日放送要請書をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの放送の要請に対し、放送の形式、内容等をその都度自主的に決定し、可能な限り災害情報等を放送するものとする。

（連絡責任者）

第3条 災害情報等の放送が確実かつ円滑に実施できるよう甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくものとする。

（放送料）

第4条 災害情報等の放送に係る放送料は無料とする。ただし、その放送が長期間にわたる場合は、甲乙協議するものとする。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、平成18年2月1日から平成19年1月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年 2月 1日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1
東京都多摩市
代表者 市長 渡 辺 幸 子

乙 東京都多摩市鶴牧一丁目24番地1
株式会社多摩テレビ
代表者 代表取締役社長 清 宮 邦 興

第1号様式（第2条関係）

多 第 号
平成 年 月 日

株式会社多摩テレビ
代表取締役社長

殿

多摩市長

放 送 要 請 書

「災害時における災害情報等の放送に関する協定書」に基づき、災害情報等の放送について、下記のとおり要請します。

記

件 名		
放 送 希 望 日	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	前 午 時 分の放送 後
放 送 形 式	1 市の直接放送	2 局による放送
放 送 内 容		

※連絡先

部

課 担当

電話